

輸出の現状と先行き展望

－ 短期的なリスク要因はあるものの中長期的な将来に向け拡大基調が続こう －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員

奥津 智彦

(キーワード) 輸出、世界経済、保護主義、経済連携協定、新輸出大国コンソーシアム、信用金庫

(視 点)

2017年以降、輸出は国内景気のけん引役を果たしてきたが、18年後半から増勢が鈍化するに至り、足元では減少基調に転じている。過去を振り返ると、輸出が国内景気転換のキッカケとなってきた状況が確認できるだけに、今後を見通すことは、日本経済の先行きを占ううえでも重要といえよう。

本稿ではまず、日本経済における輸出の位置付け、地域別、品目別の輸出構成とその推移を再確認した。そのうえで、最近の輸出動向を振り返るとともに当面の先行きを展望した。なお、景気循環、通商政策などの議論はさておき、世界経済のグローバル化の進展の流れを受け、対外取引が活発化するといった将来展望に異論を差し挟む余地はないと考えられる。この点を踏まえ、中小企業による輸出取引を後押しし得る政府の動き等を概観した。

(要 旨)

- 日本の輸出依存度は、他の多くの国に比べ低い。ただ、輸出は長きにわたり国内景気の転換のキッカケとなる動きを示してきた。今後も日本経済のリード役を担う状況に大きな変化はないと考えられる。
- 17年以降、輸出は国内景気のけん引役を果たしてきたが、足元では減少基調に転じている。アジア向けの半導体等製造装置、通信機などの落込みが顕著で、世界景気の減速に加え、ITサイクルが後退期に入っていることが影響している。
- 輸出はしばらく伸び悩みを余儀なくされようが、世界経済は中期循環的な回復局面にあるとみている。IT関連需要の持直しが見込まれる19年度下期には、輸出は回復の勢いを取り戻そう。ただ、米国政府が保護主義的な通商政策を採用しており、世界的に貿易取引が停滞しかねない点には注意を要する。
- 国内市場の縮小が懸念されるなか、中小企業が海外需要をうまく取り込むことは、自社の生き残り、さらなる発展のために重要なテーマといえる。中小製造業の輸出取引は限定的となっているが、政府はこうした状況を打破するべく、様々なサポート策を用意している。また、TPP11、日欧EPAなど、複数国間での経済連携協定が相次いで発効の段階に入っていることも追い風といえる。
- 信用金庫は引き続き、“よき相談相手”として、取引先企業の今後のビジョン等に真摯に耳を傾けるとともに、“地域の結節点”として、各支援機関と連携を図りつつ個々の企業の海外展開ニーズに即応したきめ細やかなサポートを実現していきたい。

(注) 本稿は、2019年5月時点の情報に基づき執筆している。

1. 日本経済における輸出の位置付けと特徴

まず始めに、日本経済における輸出の位置付けを再確認した上で、日本の財輸出の地域(仕向け先)別・品目別構成を概観する。

(1) 日本経済における輸出の位置付け～景気転換のキッカケの側面も

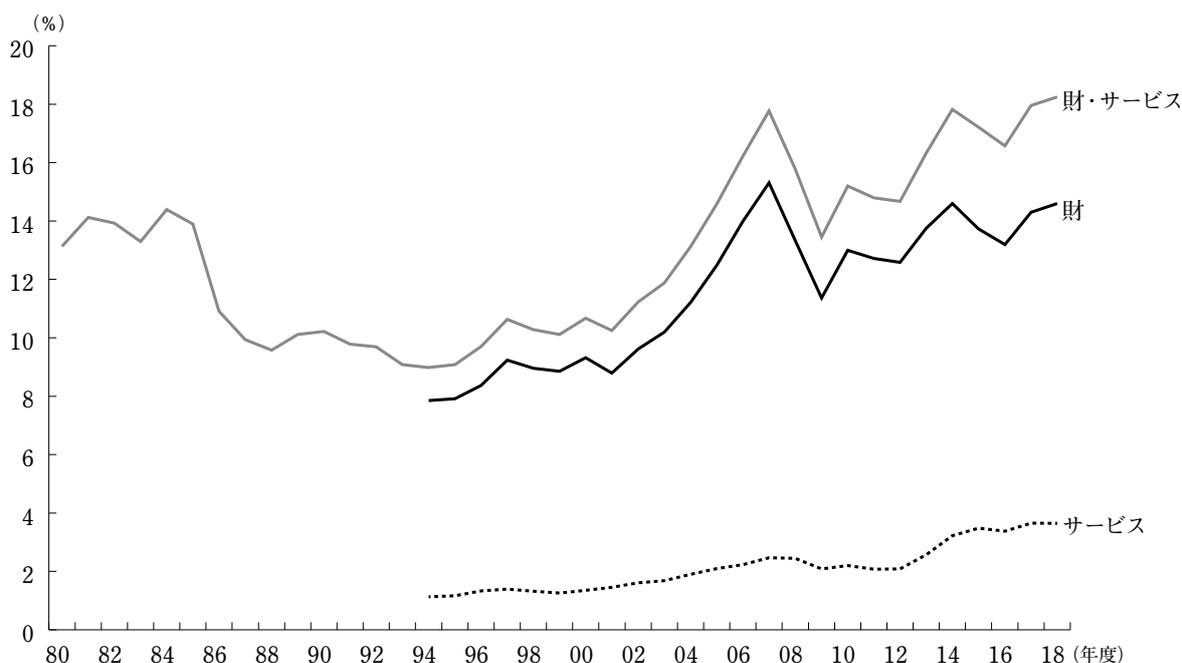
財・サービス輸出の名目GDPに対する比率をみると、80年代後半から90年代は10%前後で推移していたが、2000年代には上昇基調をたどった。09年度こそ、リーマンショックに伴う世界的な景気後退の影響から大きく低下したものの、その後は再び上昇トレンドを取り戻しており、18年度の比率は18.2%に達している(図表1)。94年度以降、

財、サービスそれぞれの輸出実績が公表されている。名目GDPに対する比率はいずれも上昇傾向にあるが、財の方が比率は大きい(18年実績は財が14.6%、サービスが3.6%)。

ちなみに、GDPを構成する主要な需要項目の00年度から18年度にかけての年平均増減率を比べると、財・サービス輸出が3.4%増加したのに対し、個人消費は0.3%増、設備投資は0.4%増にとどまり、公共投資に至っては2.2%減少している。長期的なトレンドとしてみられる財・サービス輸出の対GDP比率の上昇は、国内民間需要の伸び悩み、公共事業縮減の動きを反映している面もあるが、グローバル化の流れが続くなか、日本を含め、国際的な貿易取引が拡大していることがより大きいと考えられる。

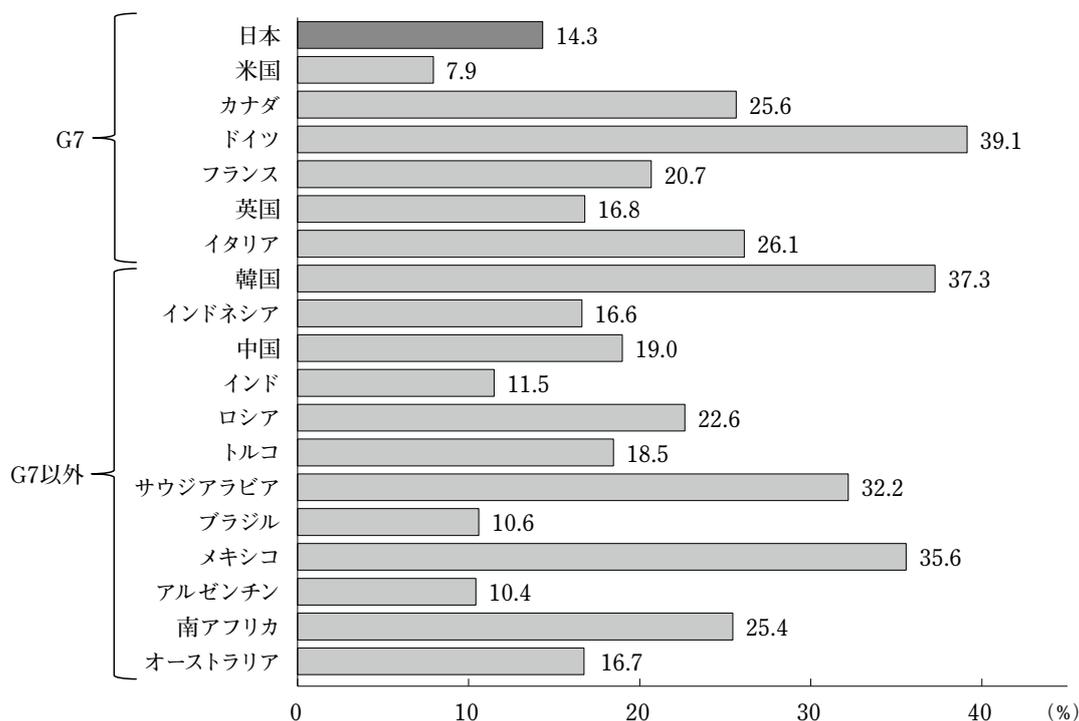
なお、名目GDPに対する財輸出の比率を

図表1 GDPに占める財・サービス輸出のウエイト



(備考) 名目ベース。内閣府資料より作成

図表2 GDPに占める財輸出のウエイト（17年、G20参加国）



(備考) アルゼンチンは16年実績。国連、IMF資料より作成

G20参加国間で比べると、日本（14.3%）はG7の中で米国に次いで低い。また、新興国を多く含むG7以外の国々のなかで日本を下回るのは、インド、ブラジル、アルゼンチンのみとなっている（図表2）。国際比較の観点からは、日本経済の輸出依存度は相対的に低いといえる。

もっとも、過去の景気転換点とその時期に発行された『経済財政白書』などにおける景気の現状に係る記述とを比べると、ほとんどの局面において、輸出が増えれば景気が好転し、減少すれば悪化してきたことを読み取れる（図表3）。今後も輸出が日本経済のリード役を担う状況に大きな変化はないと考えら

れる。

(2) 地域別・品目別にみた財輸出の状況

以下、財務省の「貿易統計」^(注1)から得られる輸出金額のデータを基に、財輸出の地域別、品目別の構成とその推移を概観する。

イ. 地域別

主要な地域別に比率の推移を追うと、米国、EU向けが徐々に低下する一方で、中国向けは着実に高まっており、18年の比率は19.5%と米国（19.0%）を上回っている。また、中国以外のアジア向けも上昇基調をたどっており、中国向けを合わせた比

(注)1. 関連データとして、日本銀行の「実質輸出」（「貿易統計」の輸出金額を輸出物価指数で除した数量ベースのデータ）がある。毎月の季節調整値が公表されており、動向を追うのに有用であるが、地域別・品目別実績の公表状況の細密さを考慮し、本稿では財務省「貿易統計」を用いた。

図表3 過去の景気転換点と経済白書などにおける関連の記述

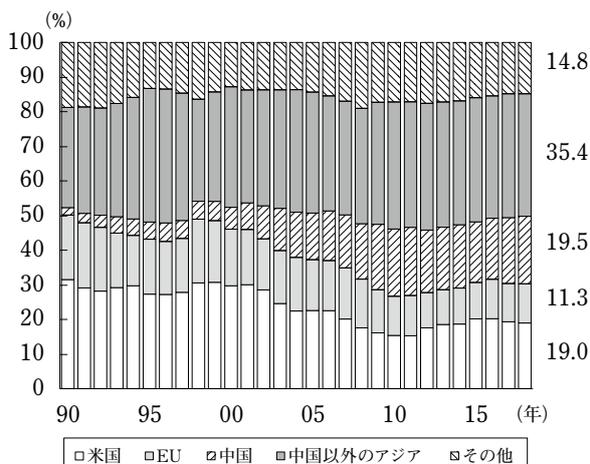
好況・不況（期間）	『経済財政白書』などの景気の現状に係る記述
不況 (97年5月～99年1月)	秋口から生じた株価の下落、そして複数の金融機関破たんによる金融システムへの信頼低下等が、家計や企業の心理を悪化させ、回復を頓挫させた。アジア通貨・経済混乱も先行き不透明感を増幅した。(98年『経済財政白書』)
好況 (99年1月～00年11月)	今回の景気回復局面においては、国内消費が伸び悩む中で、輸出と設備投資が回復のエンジンとして働いた。とりわけ、輸出の増加が景気回復に果たした役割は大きかった。米国を中心とした世界的なIT関連需要の増大によって、日本からアジアへの半導体その他の電子部品等のIT関連財の輸出が増加するという好循環が生まれたことが大きな理由である。(01年『経済財政白書』)
不況 (00年11月～02年1月)	00年半ば以降米国経済が急速に減速して、世界的なIT需要が冷え込み、我が国のアジア向け輸出は減少することとなった。今回の景気回復は外需依存、IT依存の偏った回復であったため、世界的なIT需要の動向に景気全体が左右されることとなり、景気後退局面においても、IT関連部門の生産、投資の減少が景気の悪化に大きく寄与した。(01年『経済財政白書』)
好況 (02年1月～08年2月)	日本経済は、00年11月以降、世界的なITバブル崩壊の影響を受けて景気後退局面にあったが、米国経済とアジア経済が回復に向かい、為替も円安となったことを受け、輸出が増加に転じたことを起点に、徐々に明るい動きがみえ始め、02年1月には底入れをした。(03年『経済財政白書』)
不況 (08年2月～09年3月)	今回の景気後退は、08年9月における米国のリーマンショックの前後で2段階に区分できる。リーマンショック前の第一段階は、米国を中心とする金融不安、景気の減速、原油・原材料価格の高騰などから、我が国の景気も緩やかながら弱まりを示した時期である。リーマンショック後の第二段階では、金融不安が世界的な金融危機へと発展し、世界景気は一段と下振れ、世界同時不況と呼ぶべき事態に至った。こうしたなかで、日本経済の状況も一変し、外需の大幅な減少に伴う企業部門の急速な悪化が始まった。(09年『経済財政白書』)
好況 (09年3月～12年3月)	今回の景気持ち直しは、その初期段階を中心に、海外景気の改善と経済対策によって支えられたことが特徴である。輸出増加の背景には、新興国を始めとする海外景気の改善があるが、世界各国における在庫の急速な圧縮に伴う在庫復元効果という面もあった。(10年『経済財政白書』)
不況 (12年3月～12年11月)	09年1～3月期を底に持ち直してきた我が国経済は、11年3月に生じた大震災による一時的な落ち込みを乗り越え、12年夏場にかけて回復に向かっていった。しかしながら、欧州政府債務危機を背景として海外景気が減速するなかで、年央から景気は下向きとなっていった。(日本経済2012-2013、12年ミニ白書)
好況 (12年11月～)	株価上昇に伴う資産効果や消費者マインドの改善に伴い、13年前半には、個人消費が成長に大きく寄与した。輸出は過去の回復局面と比べて伸びは低いものの、アメリカや中東向けの自動車輸出の増加、尖閣諸島を巡る状況の影響で落ち込んだ中国向け輸出の持ち直しなどを背景に、成長を押し上げた。(日本経済2013-2014、13年ミニ白書)

(備考) 内閣府資料より作成

率は、90年時点で31.1%であったが、18年には54.9%に達している（図表4）。

アジア向け輸出の比率が上昇している要因として、日本を含めた東アジア諸国の間で生産ネットワークが形成され、国際的な分業が着実に進行・深化していることが挙げられよう^(注2)。また、中国政府が01年12月のWTO（世界貿易機関）加盟を契機に、多岐にわたる分野で市場開放（関税率の削減、外資による出資および進出地域の制限

図表4 地域別にみた輸出額構成比



(備考) 計数は18年。財務省資料より作成

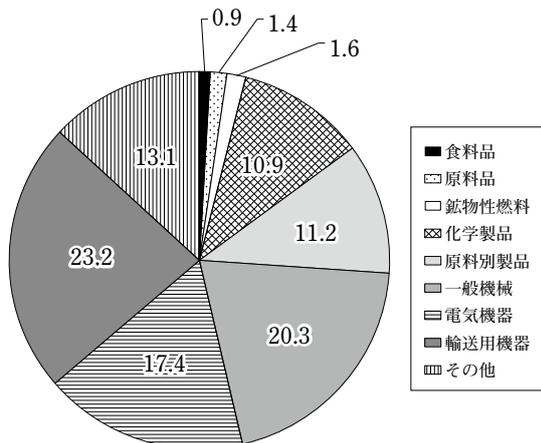
(注)2. 内閣府「日本経済2018-2019（18年ミニ白書）」にて、日本、アジア諸国間で構築されたサプライチェーンの状況等、関連の記述がなされている。

撤廃など)を押し進めてきたことも一因と考えられる。

ロ. 品目別

18年実績をみると、比率が大きい順に輸送用機器、一般機械、電気機器となっており、3者を合わせると60.8%に達する。いわゆる加工組立型製品が日本の主力輸出品となっている(図表5)。ちなみに、食料品の比率は0.9%に過ぎないが、00年から18年にかけての年平均増加率は6.8%と、全体の増加率(2.6%増)を大きく上回っている。政府は農林水産省主導のもと、各種施策^(注3)を講じることにより、農林水産物および食品の輸出金額を18年の9,068億円から20年までに1兆円に拡大する意向である。

図表5 輸出額の品目別構成(18年)



(備考) 財務省資料より作成

ハ. 主要地域向けの品目別輸出

主要地域向けの品目別輸出の状況を視覚的に確認するべく、18年実績を基にスカイライン図を作成した(図表6)。9つの品目それぞれで描かれる長方形の横幅は当該地域向け輸出に占める構成比を、縦幅は特化係数を表している。長方形の面積が大きい品目が当該地域向け輸出の主力に位置付けられる。

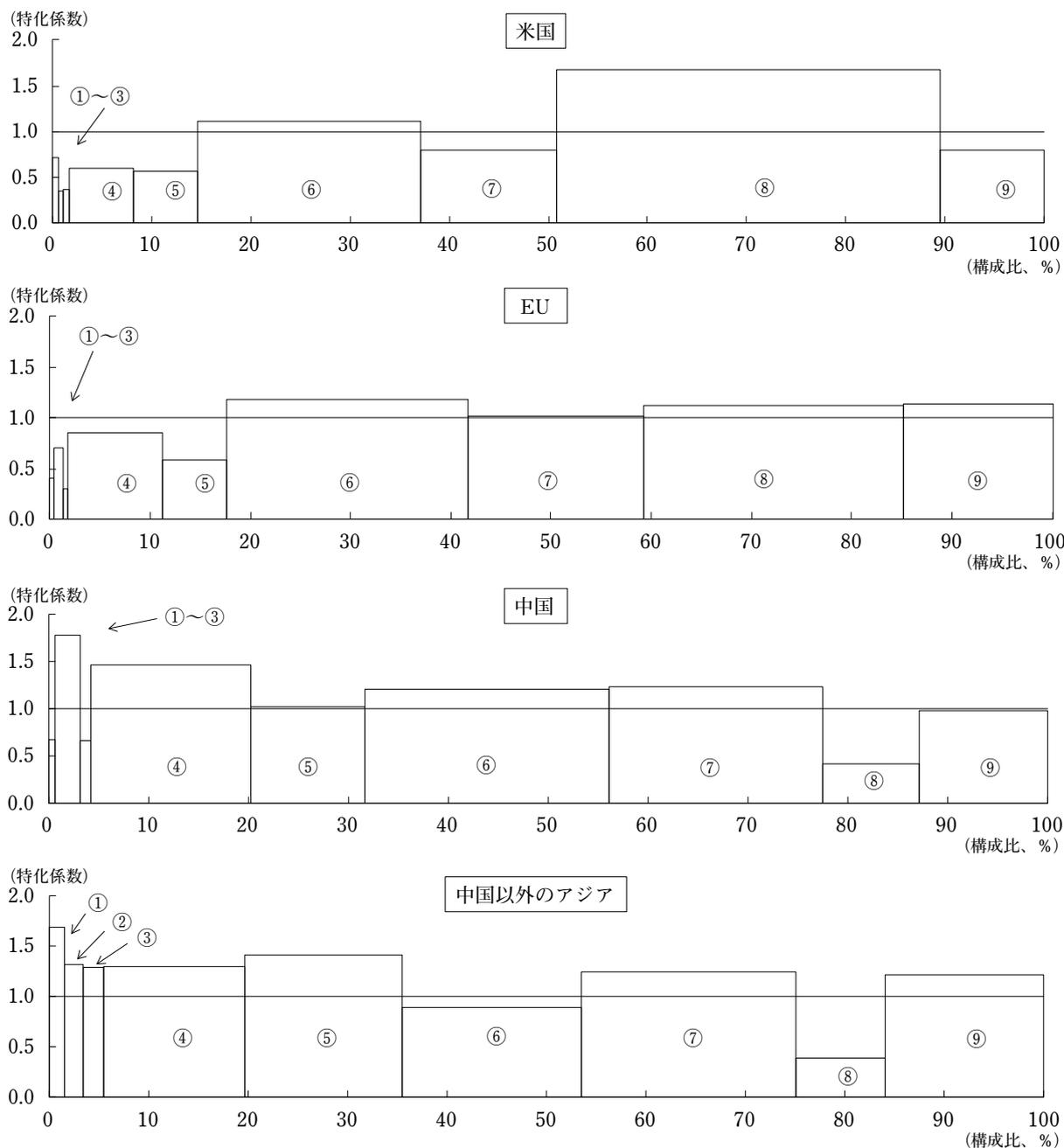
以下、後での記述を踏まえ、いくつかの品目に絞る形で概説する。図表5で確認したとおり、日本の主力輸出品は加工組立型製品であるが、このうち輸送用機械(図表6の⑧)については、米国向けで構成比、特化係数ともに大きい半面、中国向け、中国以外のアジア向けにおける存在感は小さい。一般機械(同⑥)、電気機器(同⑦)に目を転じると、4地域いずれでも相応のウエイトを占める。なお、アジア向けにおいては、一般機械に該当する半導体製造装置、電気機器に該当する半導体等電子部品の比率が高いことが1つの特徴となっている。

ちなみに、食料品(同①)については、いずれの地域でも構成比は低いものの、その他アジア向けにおいて特化係数が高くなっている。なお、EU向けにおいては、現状、構成比、特化係数いずれも極めて小さくなっている。

(注)3. ①国内産品のプロモーション促進、事業者への商談・マッチング支援などを内容とする「海外需要創出等支援対策事業」、②輸出に積極的に取り組もうとする産地・農業者などによるコミュニティ形成促進などを旨とする「グローバル産地の形成支援」など。詳細は農林水産省ホームページを参照願いたい (<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>)。

図表6 主要地域別にみた輸出額の品目別構成比、特化係数（18年）

※図中に示した番号（①～⑨）は、以下の品目を表す。
 ①食料品、②原料品、③鉱物性燃料、④化学製品、⑤原料別製品、⑥一般機械、⑦電機機器、⑧輸送用機器、
 ⑨その他



(備考) 1. 各品目の特化係数は、以下の算式により求めた。
 =地域向け輸出額に占める品目Aの輸出額の割合÷世界向け輸出額に占める品目Aの輸出額の割合
 2. 財務省資料より作成

2. 最近の輸出動向と当面の見通し

2. では、1. で確認した地域別、品目別の状況などを踏まえつつ、最近の輸出動向を振り返るとともに、当面の先行きを展望する。

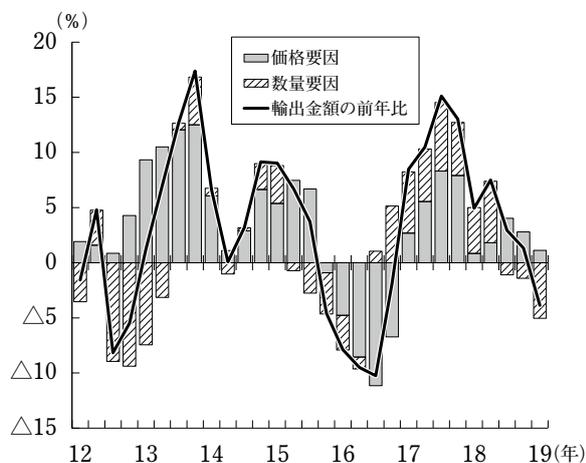
(1) 最近の輸出動向

輸出金額の前年同期比の推移をみると、17年中は、世界経済の回復を追い風に、2ケタ増を示す場面もあったが、18年後半からは増勢が鈍化しており、19年1～3月は3.9%減とマイナスに転じている（図表7）。

価格面、数量面に分けて状況を見ると、輸出価格（為替相場や商品等の市況の動きを反映）は、足元でも前年比プラスを維持しているが、輸出数量（日本製品に対する海外からの需要を反映）は、18年7～9月以降、前年割れが続いている。

以下、18年度下期における輸出の増勢鈍化の背景について、地域別・品目別輸出の動きから確認する。輸出総額の前年比は、18

図表7 輸出金額の前年比の推移



(備考) 財務省資料より作成

年上期の5.16%増から下期には1.21%減へとマイナスに転じたが、主要地域別の寄与度をみると、上期中の輸出をリードしてきた中国向け、中国以外のアジア向けが、下期になると一転して押下げ要因となっている。主要地域の下期の寄与度を上期と比べると、米国が0.62ポイント上昇したのに対し、EUは0.17ポイント低下している。また、中国向けおよび中国以外のアジア向けの低下幅は、それぞれ2.43ポイント、3.17ポイントと大きくなっている。

これらの点を踏まえ、中国向け、中国以外のアジア向けの品目別輸出に着目すると、両地域いずれでも一般機械と電気機器の寄与度の低下幅が大きく、総額ベースの輸出の減少をもたらした大きな要因であることを読み取れる（図表8）。

一般機械については、両地域向けで主力品に位置付けられる、半導体製造装置の落込みが大きく、18年度下期の前年比はいずれも2ケタマイナスとなった（中国：△10.8%、中国以外のアジア：△26.4%）。

電気機器に目を転じると、通信機（携帯電話やスマートフォンなど）が低迷しており、18年度下期には中国向けが53.3%、中国以外のアジア向けが42.5%もの大幅減を記録している。

(2) 当面の見通し、リスク要因

イ. 当面の見通し

図表8からは、足元で輸出の増勢鈍化をもたらしている大きな要因が、アジア向け

図表8 輸出総額の前年比に対する地域・品目別の寄与度

(%、ポイント)

		総額 (世界)	米国	EU	中国	中国除く アジア	その他
18年度上期 (①)	総額 (品目計)	5.16	0.24	0.61	1.80	1.80	0.72
	食料品	0.17	0.01	0.00	0.05	0.10	0.01
	原料品	0.08	△ 0.00	0.01	△ 0.02	0.08	0.01
	鉱物性燃料	0.41	0.05	0.03	0.07	0.11	0.15
	化学製品	0.99	0.15	0.15	0.32	0.38	△ 0.00
	原料別製品	0.73	0.03	0.08	0.10	0.56	△ 0.05
	一般機械	1.37	0.04	0.17	1.09	△ 0.07	0.14
	電気機器	0.95	0.11	0.13	0.11	0.54	0.07
	輸送用機器	0.66	△ 0.27	0.01	0.20	0.02	0.70
	その他	△ 0.19	0.13	0.02	△ 0.12	0.10	△ 0.32
18年度下期 (②)	総額 (品目計)	△ 1.21	0.86	0.43	△ 0.63	△ 1.37	△ 0.51
	食料品	0.07	0.01	0.01	0.03	0.04	△ 0.02
	原料品	△ 0.03	0.00	△ 0.01	△ 0.03	0.00	△ 0.00
	鉱物性燃料	0.20	△ 0.01	0.04	0.09	△ 0.05	0.13
	化学製品	0.48	0.19	0.05	0.15	0.07	0.01
	原料別製品	△ 0.29	0.02	△ 0.02	△ 0.14	△ 0.19	0.04
	一般機械	△ 0.55	0.35	0.06	△ 0.26	△ 0.60	△ 0.10
	電気機器	△ 0.58	0.08	△ 0.00	△ 0.45	△ 0.20	△ 0.00
	輸送用機器	0.19	0.03	0.07	0.06	0.09	△ 0.07
	その他	△ 0.70	0.18	0.23	△ 0.08	△ 0.53	△ 0.50
ポイント差 (②-①)	総額 (品目計)	△ 6.37	0.62	△ 0.17	△ 2.43	△ 3.17	△ 1.22
	食料品	△ 0.11	0.00	0.00	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.03
	原料品	△ 0.10	0.00	△ 0.02	△ 0.01	△ 0.07	△ 0.01
	鉱物性燃料	△ 0.20	△ 0.06	0.01	0.02	△ 0.16	△ 0.01
	化学製品	△ 0.52	0.05	△ 0.10	△ 0.17	△ 0.31	0.01
	原料別製品	△ 1.01	△ 0.00	△ 0.10	△ 0.24	△ 0.75	0.09
	一般機械	△ 1.91	0.31	△ 0.11	△ 1.35	△ 0.53	△ 0.24
	電気機器	△ 1.54	△ 0.03	△ 0.13	△ 0.56	△ 0.74	△ 0.07
	輸送用機器	△ 0.47	0.30	0.06	△ 0.14	0.07	△ 0.77
	その他	△ 0.51	0.05	0.20	0.05	△ 0.62	△ 0.18

(備考) 財務省資料より作成

のIT関連品目が振るわないことにあると確認できる。背景としては、景気の先行き不透明感が強まるなか、一大消費市場である中国を中心に、世界的にスマートフォン販売が増勢一服となっていること、そして、世界的にIT関連需要が循環的な減速

期に入っており、電子機器の工場が集積するアジア地域において、関連の生産活動が低迷していることが挙げられる。

IT関連需要の動きを確認するべく、世界半導体出荷額の前年比の動きをみると、3~4年周期で好不調の波を繰り返してい

るが、足元では17年中にピークアウトし、減速基調をたどっている。また、当該データと日本の輸出は、おおむね連動した動きとなっている。当面の間、IT関連需要は減速基調で推移し、輸出の下押し圧力となる。もっとも、IT分野は世界的な規模で中長期的な市場拡大が見込まれ^(注4)、足元でみられる減速はあくまでも循環的なものにとどまると予想される。過去のトレンドを踏まえれば、IT関連需要は、19年後半に底打ちすると見込まれる(図表9)。

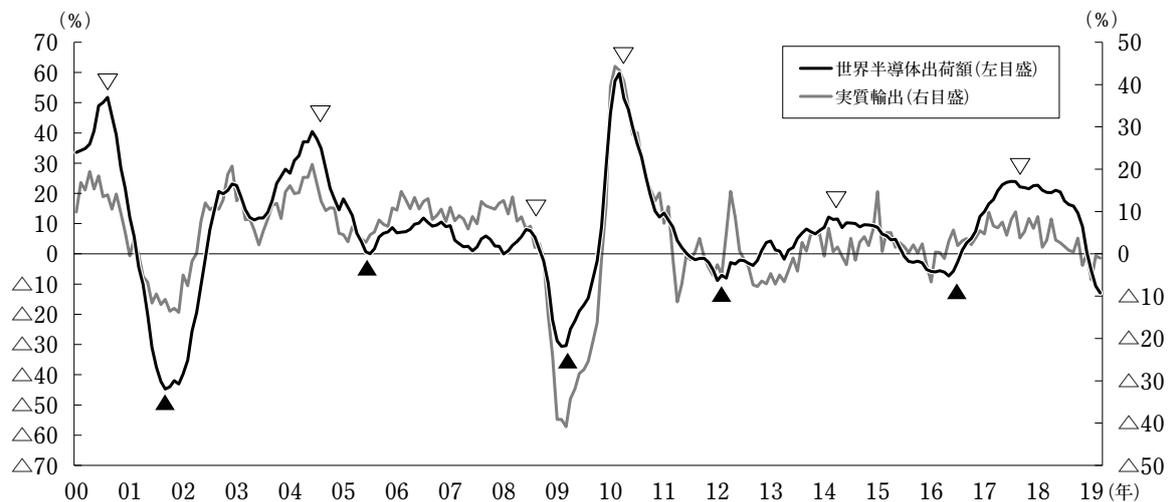
また、足元でみられる経済データの動きなどを踏まえ、世界的な景気後退を懸念する向きもあるが、当研究所では、世界景気の減速はしばらく続くものの、基調としては上向いており、深刻な状況に陥ることな

く、比較的早期に回復すると見込んでいる。日本の輸出は当面、伸び悩みを余儀なくされようが、IT関連需要の持ち直しが期待できる19年の後半辺りから、徐々に回復の勢いを取り戻そう。

ちなみに、IMF(国際通貨基金)は、19年4月に公表した「世界経済見通し」で、世界の経済成長率予測について、19年を3.3%とし、前回の予測(19年1月)から0.2ポイント下方修正した。

もっとも、ここ数年の世界経済の成長ペース(3%台前半)から大きく減速する姿を想定してはいない(図表10)。また、20年については前回と同じ3.6%と予測しており、成長ペースが再び高まる姿を想定している。

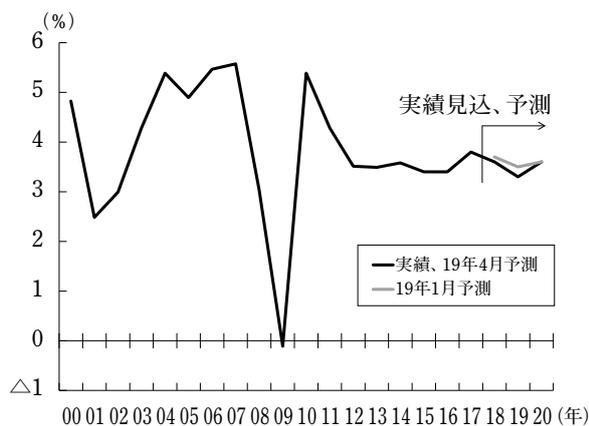
図表9 世界半導体出荷額と実質輸出の推移(前年比)



(備考) 1. 世界半導体出荷額の前年比は3か月移動平均値を基に算出
2. 米国半導体工業会(SIA)、日本銀行資料より作成

(注)4. 例えば、総務省『情報通信白書(18年版)』では、「インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等を背景に、パソコンやスマートフォンなど従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場など、世界中の様々なモノがインターネットへつながるIoT時代が到来している」「今後は、コネクテッドカー(インターネットに接続が可能で情報通信端末としても使用できる車)の普及によりIoT化の進展が見込まれる自動車・輸送機器、デジタルヘルスケアの市場が拡大している医療、スマート工場やスマートシティが拡大する産業用途(工場、インフラ、物流)などの高成長が予測される」などと論じている。

図表10 世界経済成長率の推移と見通し



(備考) IMF資料より作成

ロ. リスク要因

しかしながら、IMFは世界の経済成長の先行きについて、「予測から上振れする可能性よりも下振れする可能性の方が高い」と指摘しており、最大のリスク要因として、米国と各国との貿易摩擦が想定以上に激しくなることを挙げている。

トランプ政権は「米国の巨額の貿易赤字は、諸外国における不公正な貿易慣行に起

因する」といった考えのもと、保護主義的な通商政策を採用している。18年を振り返ると、安全保障上の脅威を理由に、鉄鋼・アルミニウムへの追加関税措置を実施^(注5)したほか、カナダ、メキシコとの間でNAFTA（北米自由貿易協定）に代わる新しい貿易協定^(注6)を締結することで合意に至る（9月）などの動きがあったが、特に大きなインパクトを及ぼしたのは、当然ながら、中国との間で繰り広げられた追加関税・対抗措置の動きである（図表11）。

5月9～10日に開催された両国の閣僚級による通商協議は物別れに終わった。これを受け、米中両国の対立は激しさを増している。

米政府は、これまで猶予してきた第3弾の追加措置として、2,000億ドル相当の輸入品（食料品、家具など）に対する関税率を10%から25%に引き上げた。また、中

図表11 米中間の追加関税・対抗措置

		米国→中国	中国→米国
18年	第1弾 (7月6日)	340億ドル相当に25%の追加関税 (産業機械、電子部品など)	340億ドル相当に25%の追加関税 (大豆等の農産物、自動車など)
	第2弾 (8月23日)	160億ドル相当に25%の追加関税 (プラスチック製品、集積回路など)	160億ドル相当に25%の追加関税 (化学工業製品、医療設備など)
	第3弾 (9月24日)	2,000億ドル相当に当初10%の追加関税 (食料品、家具など) ※25%への引上げは猶予	600億ドル相当に5～10%の追加関税 (液化天然ガス、食料品など)
19年	第3弾の追加措置 (米→中：5月10日) (中→米：6月1日)	上記2,000億ドル相当への追加関税を10% から25%へ引上げ	上記600億ドル相当への追加関税を5～ 10%から5～25%へ引上げ

(備考) 内閣府資料などより作成

(注)5. 3月の追加関税は日本、中国などを対象としていたが、6月には適用除外としていたメキシコ、EU、カナダを対象に加えた。これを受け、EUはバーボンウイスキー、オートバイなど28億ユーロ相当、カナダは鉄鋼、アルミ製品、バーボンウイスキーなど166億カナダドル相当に対し、報復関税を発動した。

6. 新しい貿易協定は、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定：US-Mexico-Canada Agreement）などとも呼ばれる。各国議会での批准等を経て、20年1月から発効になると見込まれている。米国政府による自動車産業の国内回帰等への意向が色濃く反映される内容となっている。

図表12 米中通商協議の主なテーマと米国側の指摘

テーマ	米国の指摘	
貿易赤字	米国内の雇用の減少につながっている	
中国製造2025	国内産業の振興を図るため、外国企業の活動を制限したり、不利益を与えている	
補助金	WTO協定で禁止されている国内産業への補助金支給を行っている可能性がある	
知的財産権侵害	強制技術移転	米国企業が中国に進出する際、中国企業との合弁を要件とするなどして、技術移転を強制している
	買収による先端技術取得	中国政府が米国企業の技術・知的財産を獲得すること等を目的に、中国企業への資金供与等を通じて米国企業の買収等を促進、指示している
	サイバー攻撃	米国内のコンピュータへ進入のうえ営業秘密を窃取し、米国企業に不利益を与えている

(備考) 財務省資料などより作成

国の通信機器大手企業への輸出を禁止する措置を発動したほか、6月末を目途に、第4弾の追加関税措置（対象はスマホ、パソコン、衣類、玩具など。約3,000億ドル相当）を発動する意向を示している。

一方の中国政府も、6月からLNG（液化天然ガス）、木材などに対する関税率を引き上げると発表した。また、5月の終わりには、デジタル家電等の製造に欠かせない資源であるレアアース（希土類）の輸出を規制する可能性にも言及した。一部には、①大量に保有する米国国債の売却、②人民元の切り下げ、などの対抗措置を講ずることも想定されると指摘する向きもある。

6月28～29日に日本で開催されるG20首脳会合にて、トランプ大統領、習近平国家主席との間で何らかの協議がなされる可能性はあるものの、多岐にわたる通商協議のテーマ（図表12）のうち、中国政府による国有企業への補助金支給、強制技術移転などの分野で妥結点を見出すのは困難といった指摘もあり、交渉が進展するか予断を許さない。

また、4月16日の閣僚級協議を皮切りに、日米両国による貿易交渉も進められている。

18年12月に米通商代表部（USTR）が公表した22分野からなる日本政府への要求項目をみると（図表13）、幅広い分野につ

図表13 米国政府が対日交渉で掲げた主な要求事項

自動車	・日本の非関税障壁への対処 ・米国の生産、雇用を増やす条項の導入
農業	・関税の削減、撤廃による米国産品の包括的な市場アクセスを求める
サービス貿易 (通信・金融を含む)	・参入規制の禁止
知的財産	・米国製品の市場参入を阻害する制度の防止
医薬品・医療機器	・米国製品に対する透明で公正な制度の確立
為替	・不公正な競争優位を得るための為替操作を阻止

(備考) 各種資料より作成

いて議論する構えであることが読み取れ、当該交渉で議論するのはあくまでも物品貿易に係るもののみと捉える日本政府との間には隔たりがある。前掲の図表6でみたとおり、米国向けの主力輸出品は輸送機器であるが、米政府が自動車の輸入に数量制限を課すことが懸念されている。また、為替介入の制限を求める意向を示している点にも警戒を要しよう。

5月のトランプ大統領訪日時に開催された日米首脳会談では、早期に成果を出すため協議を加速する方針で一致した。安倍政権は、7月の参院選後なるべく早く大枠合意を目指すシナリオを想定しているが、20年11月に大統領選を控えるトランプ氏が早急な対応を求めてくる可能性もあろう。

3. 中小企業による海外展開

2.にて、輸出の当面の先行き見通しとリスク要因をみてきたが、短期的な循環の動きや一部の国の通商政策の議論はさておいても、グローバル化の流れを受け、対外取引が中長期的にも拡大していくという展望に異論を差し挟む余地は少ないと考えられる。一方、先行き日本の人口減少は不可避とみられ、国内市場の縮小も懸念されるなか、中小企業が海外需要をうまく取り込むことは、自社の更なる発展、生き残りを実現していくうえで、重要なテーマの1つとなろう。

こうした点を踏まえ、3.では、中小製造業の輸出への取組状況を確認したのち、政府による中小企業の海外展開に資する支援施策

や、各国・地域との経済連携協定の締結に向けた動きを概観する。

(1) 中小製造業による輸出への取組みは限定的

日銀短観にて、製造業の売上高に占める輸出額の割合（以下、「輸出比率」という。）をみると、17年度は大企業が32.5%であるのに対し、中堅企業は8.2%、中小企業は6.1%にとどまる。時系列での推移を追うと、大企業の輸出比率が上昇傾向をたどる一方、中堅・中小企業は伸び悩んでいる。

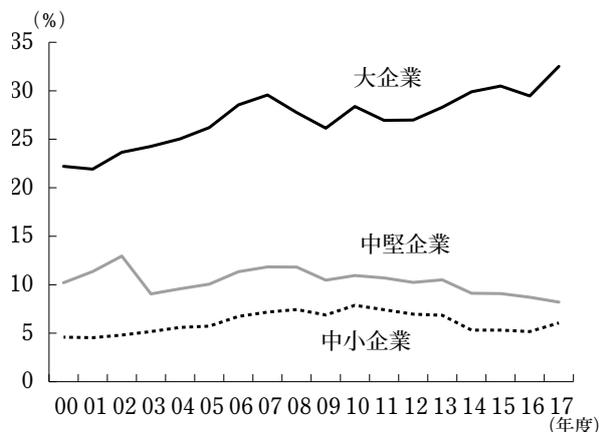
中小製造業の輸出比率を業種別にみると、電気機械、生産用・業務用機械、輸送用機械といった加工組立型の分野で相対的に高くなっている。前掲の図表5、6でみたとおり、これら分野の輸出総額に占めるウエイトは大きく、現地の消費・投資需要への対応、あるいは国内取引先企業の現地工場向けの対応といった形で、海外展開が進んでいることがうかがえる。一方で、木材・木製品、食料品など、輸出比率が1%に満たない業種も存在する。これら業種に属する製品には、魅力度の高い伝統工芸品や、地域ならではの原材料を活用した特産品も少なからず含まれるが、総じてみれば、海外販路開拓が道半ばであることが垣間見える（図表14）。

(2) 海外販路開拓に関連した中小企業支援施策

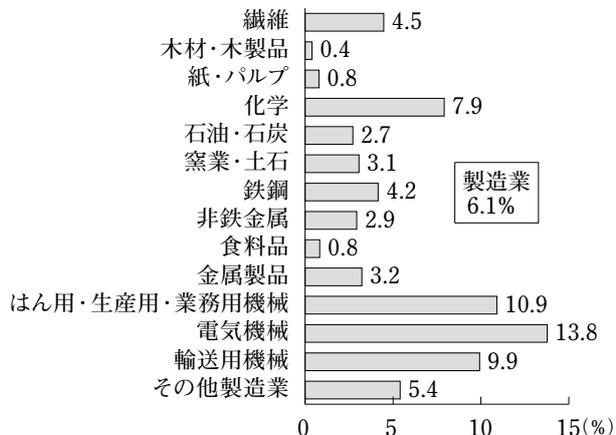
前述のとおり、中小製造業による海外展開の動きは、総じて大企業に比べ遅れている。

図表14 売上高に占める輸出額の状況（製造業）

<企業規模別にみた時系列推移>



<中小製造業の状況（業種別、17年度）>



(備考) 企業規模別の区分は、資本金に基づく（大企業：10億円以上、中堅企業：1億円以上10億円未満、中小企業：2千万円以上1億円未満）。輸出額には商社を経由した間接輸出を含む。日銀短観より作成

政府はこうした状況を打破するべく多様なサポート策を用意しており、海外展開を実現する際に踏む一般的なステップ（知る・調べる、計画する・準備する、海外に展開する）の別に施策をまとめた「中小企業海外展開支援施策集」や、融資・リース・保証、補助

金・税制・出資などの制度別に施策をまとめた「中小企業施策利用ハンドブック」を毎年発行し、周知を図っている。

図表15は、「中小企業施策利用ハンドブック」にて示された、主な海外展開支援施策である。これらのうち、「貿易保険」と「新輸

図表15 中小企業を対象とした主な海外展開支援施策（制度別）

支援制度	施策名	概要
融資・リース・保証	貿易保険	輸出先国のカントリーリスクや自然災害、海外取引先の破綻などにより、貨物代金を受け取れない場合に保険金が支払われるもの
補助金・税制・出資	中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（輸出支援事業）	輸出を検討している日本の中小企業と海外企業との橋渡しをサポートするもの。また、経済連携要諦の活用に係る個別相談にも対応
	海外ビジネス戦略推進支援事業	海外展開に係る事業計画の策定、外国語Webサイトを活用した海外販路開拓などを支援するもの
情報提供・相談	JAPANブランド育成支援事業	複数の中小企業等が連携して取り組む、海外展開に係る戦略策定、商品開発、展示会への出展、などをサポートするとともに、経費の一部を補助するもの
	中小企業国際化支援アドバイス事業	海外展開に係る事柄について、無料で何度でも専門家によるアドバイスが受けられるもの
	新輸出大国コンソーシアム	海外展開を図る中堅・中小企業に対し、様々な段階（情報収集、計画策定、販路開拓）に応じて、各支援機関が連携して総合的な支援を提供するもの

(備考) 中小企業庁「中小企業施策利用ガイドブック」より作成

出大国コンソーシアム」には、相当数の信用金庫が関与している。

貿易保険は、事業者が貿易取引や海外投融資を行う際に発生するリスク（戦争・テロ、自然災害など輸出先国のカントリーリスク、海外取引先の破産などバイヤーにかかるリスク）の軽減を図るものであるが、当該保険事業を営む独立行政法人日本貿易保険（NEXI）は、現時点で41の信用金庫との間で、①取引先企業への貿易保険の紹介、②取引先企業からの相談案件の取次ぎを内容とする業務委託契約を締結している。

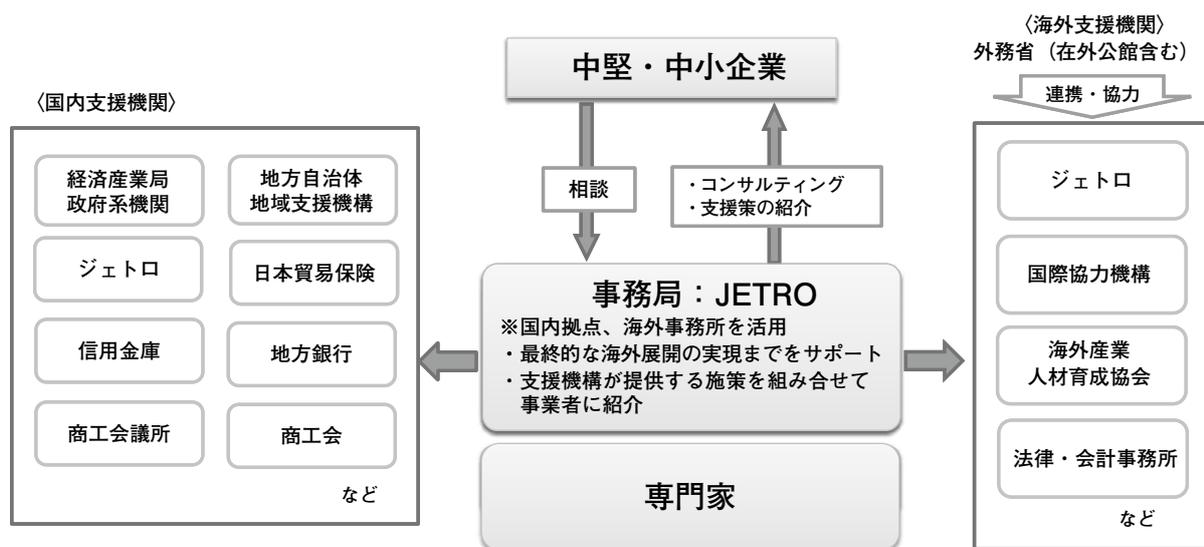
一方、新輸出大国コンソーシアムは、16年2月に設立された支援の枠組みである。海外展開を検討する中堅・中小企業の課題が様々であることを踏まえ、専門家が国内支援機関などの機能を活用しながら総合的に支援することを目指している（図表16）。国内支

援機関は政府系機関、自治体、商工会議所、金融機関など多様なメンバーからなり、19年5月15日時点で1,119を数えるが、このなかには142の信用金庫が含まれる。原則、相談をしたい中堅・中小企業にとっての窓口はジェトロ（日本貿易振興会）であるが、国内支援機関でも受け付ける体制をとっている。国内支援機関となっている信用金庫のなかには、ホームページで①新輸出大国コンソーシアムに係る相談の受付ができること、②受付後もジェトロなどと連携して情報提供、支援メニューの案内といったサポートを行うこと、などを伝えているところがある。

(3) 経済連携協定締結の動き

米国政府が保護主義的な通商政策を採用する一方、2国間、あるいは複数の国の間で、貿易や投資の自由化・円滑化を進め、経済関

図表16 新輸出大国コンソーシアムの概要



(備考) 経済産業省資料などより作成

係を幅広く強化することを目的に、経済連携協定^(注7)を締結する動きが進んでいる。

最近、日本もメンバーとなっている大型の経済連携協定が相次いで発効となった。具体的には、環太平洋地域の11か国（米国を除く）が参加するTPP11、日本とEU（欧州連合）との経済連携協定である日欧EPAである。また、中国、韓国、オーストラリアなど16か国をメンバーとするRCEPについても、協定締結に向けた交渉が進められている^(注8)。いずれも、参加国合計ベースの経済規模と人口規模は大きく、相応のインパクトがあるといえる（図表17）。

日本政府は経済連携協定の発効により、国際的な企業取引の拡大、企業間競争を通じた生産性向上とそれに伴う賃金増加などのプラ

ス効果が表れるとしており、日本の経済成長率の押し上げ効果をTPP11では1.5ポイント、日欧EPAでは1.0ポイントと試算している。

経済連携協定の発効に伴い、多くの貿易品目において関税は即時、ないしは段階的に撤廃されることとなる。これにより、輸出企業には、輸入者のコスト削減要求に応えられる（価格競争面で優位に立てる）ことがメリットとして生じる。以下、日本からの輸出という点にフォーカスし、TPP11、日欧EPAの関税軽減の中身を概観する。

イ. TPP11

日本政府はすでに、複数の国と2国間交渉により経済連携協定を締結済みであり、

図表17 日本が関係する主な経済連携協定

名称	参加国	進捗状況	名目GDP		人口	
			実数 (兆ドル)	ウエイト (対世界)	実数 (億人)	ウエイト (対世界)
TPP11 (環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定)	11か国（日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）	18年12月30日発効	10.6	13.1	5.1	6.7
日欧EPA (経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定)	29か国（日本、EU加盟28か国）	19年2月1日発効	22.1	27.5	6.4	8.5
RCEP (東アジア地域包括的経済連携)	16か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、ASEAN加盟10か国）	交渉中 (19年中の妥結合意を目指している)	25.5	31.6	35.8	47.5

(備考) 外務省、世界銀行資料より作成

(注)7. 関連の協定は、FTA（自由貿易協定）またはEPA（経済連携協定）と呼ばれる。外務省は、FTAを「特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定」、EPAを「貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定」と解説しているが、「近年世界で締結されているFTAの中には、関税撤廃・削減やサービス貿易の自由化にとどまらない、様々な新しい分野を含むものも見受けられる」とも指摘している。また、両者に明確な違いはないと指摘する有識者も多いことから、本稿では経済連携協定と表記する。

8. 18年11月に開催されたRCEP首脳会合において、19年の交渉妥結を目指すことで合意に至った。ただ、インド政府が国内産業保護の観点から関税の削減・撤廃に慎重なスタンスをとっていることなどを背景に、交渉が難航すると指摘する向きもある。

その中にはTPP11に参加する国も相応に含まれる^(注9)。協定発効に伴い、新たにカナダ、ニュージーランド、ベトナムへの輸出に係る関税が即時撤廃、ないしは段階的に削減（数年後に撤廃）されることとなった。

それぞれの国への輸出に際しての関税撤廃・削減の内容は、カナダが①乗用車およびトラックについて段階的に縮小したのちに撤廃、②鉄鋼製品、化粧品、清酒などは即時撤廃、ニュージーランドが③自動車部品の一部について即時撤廃、そしてベトナムが④乗用車トラックについて段階的に縮小したのちに撤廃、⑤魚介類（ブリ、サバ、サンマ）、味噌については即時撤廃、などとなっている。

ロ. 日欧EPA

日本から輸出する自動車部品の9割以上（金額ベース）は関税が即時撤廃となった。また、乗用車に係る関税も8年後に撤廃となる。

このほか、農林水産品（牛肉、茶、水産物など）や酒類についても、関税が即時撤廃となっている。前掲の図表6で確認したとおり、現状、EU向け輸出における食料品の存在感は小さいものとなっているが、

今回の協定発効は、中小食料品製造業者にとって、ビジネスチャンスを拡大する好機となり得よう。

経済連携協定発効のメリットを輸出企業が享受するためには、輸入国の税関に対し「特定原産地証明書」を提出する必要がある。この点を踏まえ、ジェトロでは、特定原産地証明書の発行までに必要なルール・手続きを平明にまとめた資料を作成し、基本的な流れを案内している^(注10)。その一方で、経済連携協定を締結した国に輸出している中小企業の29.7%が「減免措置等を利用する予定はない」と応えているといったアンケート調査の結果も示している（図表18）。このなかには、輸出額自体が小さく、メリットと負荷の大きさを比較した結果、利用しないと判断しているケースもあろうが、支援機関などに相談しないまま

図表18 経済連携協定に係る関税減免措置の利用状況 (%)

	中小企業 (1,155社)	大企業 (317社)
利用している	43.8	64.4
利用を検討中	26.5	16.1
利用する予定がない	29.7	19.6

(備考) 1. 日本が経済連携協定を締結している国に輸出をしている企業を調査対象とする。
2. 調査期間は18年11月～19年1月
3. ジェトロ資料より作成

(注)9. 経済連携協定を発効済みの国、地域は以下のとおり（カッコ内は発効年月）。なお、ASEAN全体との経済連携協定については、インドネシアを除く。

シンガポール（02年11月）、メキシコ（05年4月）、マレーシア（06年7月）、チリ（07年9月）、タイ（07年11月）、インドネシア（08年7月）、ブルネイ（08年7月）、ASEAN全体（08年12月）、フィリピン（08年12月）、スイス（09年9月）、ベトナム（09年10月）、インド（11年8月）、ペルー（12年3月）

10. ジェトロが示す大まかなプロセスは、①経済連携協定を発効済みの国・地域の確認、②輸出品目のHSコード（商品分類のために定められた9ケタの番号）の特定、③輸出品目に係る関税率の調査（通常適用される税率よりも経済連携協定に係る税率の方が低いかを確認）、④原産地規則を満たしているかの確認、⑤特定原産地証明書の準備、といったものになっている。

(<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa.html>)

手続きが面倒そうだという理由で二の足を踏んでいる、あるいは制度利用に必要な手続きを知らない・分からないというケースも含まれよう^(注11)。

おわりに

『中小企業白書（2016年版）』では、中小企業が輸出取引に代表される海外展開を行ううえで制約となっている要因として、海外展開に係る情報・ノウハウ不足、人材・パートナー不足、国内業務多忙を挙げている。

その一方で、ジェトロが実施した別のアンケート調査の結果をみると、輸出や海外拠点設立といった海外ビジネスを展開している中小企業の多くが経営上のプラス効果を楽しんでいることを確認できる。特に、売上高、企

業・製品のイメージ、営業・マーケティングの能力の3項目については、「かなり増加／かなり向上」「増加／向上」の回答割合合計が5割を超えている（図表19）。

海外展開を実現して成功を収めている中小企業のなかには、外部機関の力を借りつつ、情報・ノウハウ、ヒトに係る制約を克服したケースも少なくないと考えられる。信用金庫においては引き続き“中小企業のよき相談相手”として、取引先企業の今後のビジョンに真摯に耳を傾け、必要としている情報、課題となっている事象等について把握するとともに、“地域の結節点”として、各支援機関との連携を図りつつ、きめ細やかなサポートを実現していくことが期待されよう。

図表19 海外ビジネスによる経営への影響

(%)

項目	影響						
	① かなり向上 ／かなり増加	② 向上／増加	③ 変わらない	④ 悪化／減少	⑤ かなり悪化 ／かなり減少	⑥ 無回答	①+②
企業の売上高	11.4	51.0	29.5	2.5	0.4	5.2	62.4
企業・製品のイメージ	10.1	45.8	34.3	0.7	0.0	9.0	55.9
営業・マーケティングの能力	6.6	44.3	38.7	0.7	0.0	9.7	50.9
製品・サービスの種類、品揃え	5.8	40.4	43.5	0.5	0.0	9.9	46.2
製品・サービスの生産能力	5.0	31.4	51.4	0.8	0.0	11.5	36.4
製品・サービスの品質	4.6	29.3	54.7	0.9	0.0	10.5	33.9
デザイン・研究開発の能力	3.1	26.1	58.7	0.6	0.0	11.6	29.2
企業の国内雇用者数	1.9	21.3	63.0	2.7	0.2	11.0	23.2

(備考) 1. 調査対象は輸出、海外進出（海外拠点の所有）のいずれかを行っている中小企業2,079社
 2. 当該調査における中小企業は、中小企業基本法の定義に基づく。
 3. 調査期間は17年11月～18年1月。日本貿易振興機構（ジェトロ）資料より作成

(注) 11. これまで日本が締結してきた2国間での経済連携協定では、一般的に、商工会議所が「特定原産地証明書」を作成する第三者証明制度が適用されるのに対し、TPP11、日欧EPAでは、輸出企業自らが関連の手続きを行う自己証明制度が適用されている。企業にとって事務面での負荷が大きいことが利用を抑制していると指摘する向きもある。

〈参考文献〉

- ・ 経済産業省『通商白書』（各年版）
- ・ 内閣府『経済財政白書』（各年版）
- ・ 中小企業庁『中小企業白書』（各年版）
- ・ 総務省『情報通信白書』（各年版）